

千葉県地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月8日

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第19号

千葉県地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

千葉県地方卸売市場業務条例（平成25年千葉市条例第52号）の一部を次のように改正する。

別表第5中「1,188円」を「1,210円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「864円」を「880円」に、「950円」を「960円」に、「1,728円」を「1,760円」に、「3,456,000円」を「3,520,000円」に、「3,132,000円」を「3,190,000円」に、「972,000円」を「990,000円」に、「74,088円」を「75,460円」に、「37,800円」を「38,500円」に、「560,204円」を「570,570円」に、「393,568円」を「400,850円」に、「1,404円」を「1,430円」に、「5,400円」を「5,500円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第5の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。